

〔日本政策金融公庫の災害復旧貸付の概要〕

【対象者】

災害により被害を被った中小企業・小規模事業者

【金利】（いずれも平成30年6月13日現在、貸付期間5年の場合）

中小企業事業 → 基準利率 1.16%

国民生活事業 → 基準利率（災害貸付） 1.36%

【貸付限度額】

中小企業事業 → 別枠で1億5,000万円

（代理貸付：7,500万円）

国民生活事業 → 各貸付制度の限度額に上乗せ3,000万円

（代理貸付：1,500万円）

【貸付期間】

中小企業事業

→ 設備15年以内・運転10年以内（据置期間2年以内）

国民生活事業 → 適用する各貸付制度の貸付期間に準ずる

※普通貸付を適用した場合は10年以内（据置期間2年以内）

【担保条件】

直接貸付・代理貸付とも、弾力的に取り扱う。